KNC NETWORK NEWS

2017 年 2 月 11 日　発行

経営一言:「仕事は自ら創り出すもの。仕事を見つけるのではなく発明するもの」
（ファーストリティング（ユニクロ）会長兼社長　柳井　正氏
―所長コメント：人と違ったことを考え、それに挑戦しつづければ、きっと何かが生まれてくる。失敗を怖れては何も出来ない。―

㈲北野財経システム
北 野 会 計 事 務 所
大阪市淀川区西中島 7-1-26
オリエンタル新大阪ビル 707 号
TEL：06-6304-7857・FAX：06-6304-8851
http://www.kngroup.jp

気になる記事：日米で新経済協議、貿易・投資ルール重点

安倍晋三首相は、10日のトランプ米大統領との会談へ、麻生太郎副総理とペンス米副大統領をトップとした新しい日米の経済協議の枠組みを提起する方針だ。日米両政府は10日にワシントンで開く日米首脳会議の後、経済関係や安全保障に関する文書を発表する検討に入った。日清紡、自動車部品、トランプ政策受けメキシコ新工場白紙へ。

家賃収入、滞納があっても受け取ったと判断　《税務》

家賃収入は、賃借人と取り決めている毎月の支払日に計上します。税務上は、たとえ滞納があっても、支払日には家賃を受け取ったものとされ、税金がかけられます。貸し倒れが確定した時は、その年の経費として処理します。

なお、支払日を決めていない契約なら支払いを受け取った日に計上します。数年分の家賃をまとめと受け取ったのであればその全額を受け取った年の収入金額として申告します。

人は何故働くのか　《経営》

長年多くの人に問われてきたテーマですが、人が働く理由としては、「報酬を得ること」「生きがいを持つこと」等をあげることが一般的です。報酬を得ることに重点を置く人は、同じ報酬であれば心身の負担が少ない楽な仕事を求めます。当然、負担の大きい苦しい仕事には大きな報酬を求めます。生きがいや社会貢献等に重点を置く人は、報酬の大小を基準に仕事を選ばず、仕事をすることを通じて得る心の充足感を強く求めます。但し、報酬と生きがい（働くことによる心の充足感）は二者択一ではなく、どちらも適度に満たされれば大抵の人は満足でしょう。

ところで、「仕事が難しく、つらい」「残業が多く、休日が少ない」「ボーナスが少ない」「人間関係が煩わしい」「仕事が単調で楽しくない」「いくら続けてもやりがいがない」等を理由に転職を繰り返す人がいます。働くことの意義を一方向（食べるためのみに働く、生きがいのためのみに働く等）からだけ捉えることは、安定した勤務を難しくします。また、人を雇用する立場にいる経営者も、社員が勤労意欲を強く持つか否かの基準を報酬の大小のみに求めたり、生きがいや職場の人間関係等のみに求めたりしない方が雇用安定につながるようです。働くことの意義は、バランス良く捉えることが賢明です。

永年勤続表彰、旅行券は非課税　《税務》

社員に旅行券をプレゼントすると、税務上では実質的に金銭を支給するのと同じであるとみなされ、基本的に給与として課税されます。しかし、永年勤続の表彰記念として旅行券を渡すのであれば、社員に税負担は生じません。

ただし、旅行券を受け取ってから1年以内に旅行しなければ非課税にはなりません。また、旅行をした後に、会社への支払額などを記載した報告書を提出することが求められています。

永年勤続の表彰記念品であっても、旅行券が高額だと給与課税の対象になります。その境界線は、勤続20年以上の社員なら旅費10万円程度、25年以上なら20万円程度とされています。また、旅行券を支給されるのが特定の人だけだと給与課税されます。社内表彰規定に沿って該当するすべての永年勤続者に均一に支給しなけれななりません。

外国人スタッフの帰国旅費　《税務》

社員の個人的な旅行の費用を会社が支払うと、税法上では社員が旅費分の給与を受け取ったことになり、給与課税されます。ですが、日本で長期間働いている外国人スタッフに会社が支払う帰国旅費は、その帰国が通常の経路、方法によるもので、経済的・合理的な金額であれば、外国人の労働環境の特殊性に対する配慮に基づき、給与課税の対象とされていません。また、外国人スタッフの配偶者や子どもを日本に呼び寄せるための旅費を会社が負担したときも、同様の条件を満たせば所得税は課税されません。

ただし、頻繁に帰国しているスタッフへの旅費負担すべてが給与課税の対象外というわけではなく、その頻度について国税庁は、通達で「おおむね1年以上の期間ごと」までとしています。

ＫＮＣ ＮＥＴＷＯＲＫ ＮＥＷＳへのご意見・ご質問・ご感想は
０６－６３０４－７８５７　または　ｋａｉｋｅｉ＠ｋｎｃｃ．ｃｏ．ｊｐ
までお寄せください。